

平成 27 年 2 月 5 日

医療事故調査制度の施行に係る検討会
座長 山本 和彦 殿

日本医療法人協会常務理事
小田原 良治

センターが行う調査についての補充意見

第 5 回検討会での議論に際し、「センターが行う調査」に関し、医療法との整合性を考慮し、論点を下記のとおり整理致しましたので、補充意見として提出いたします。

- ① センターが行う調査の依頼について
- ② センターが行う調査の内容について
 - ・医療事故調査・支援センターは、医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があったときは、必要な範囲・内容・方法の調査を行うことができる。ただし、警察もしくは検察による捜査、刑事訴訟の審理、民事訴訟の審理等、または、当該病院等による院内調査その他の調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。
- ③ センターが行った調査の医療機関と遺族への報告について
 - 医療事故調査・支援センターは、センターが行う調査を終了したときは、その調査結果の報告書を、当該病院等の管理者及び遺族に対して、それぞれ郵送して報告し、当該病院等の管理者は、遺族に対し、当該調査結果報告書の内容を説明するものとする。
- ④ センターが行った調査の結果の取扱いについて
 - ・医療者と患者の間の証拠制限契約については民間契約であるので、証拠制限契約の妥当性等については厚労省が判断する立場にないため、厚労省自身は、その規制も含めて実施することは想定していない。
 - ・医療事故調査・支援センターは、医療事故の個別事案（病院等や遺族からの依頼に基づき実施した調査の結果も含む。）の公表を行わない。
 - ・病院等の院内調査の結果とセンターが行った調査の結果との間には、形式的効力において優劣はない。
- ⑤ センター調査全般について
 - ・センターは、調査に際しては、医療現場に過度の負担がかからないように配慮し、また、当該病院等・医療従事者の名誉毀損や人権侵害につながらないように細心の注意を払わなければならない。

- ・センター調査は、当該病院等の状況を考慮し、謙抑的に行うものとし、調査の濫用を行ってはならない。また、調査者等調査関係者には厳重な守秘義務を設けるものとする。